

石綿被害の早期全面解決にむけ

最終回

医療と法律相談会 4月29日(日)



レントゲン撮影 (実費1000円)

9時30分～11時30分 胸部のレントゲンやCTを病院から持参される方は不要です。

(持参されない方はできるだけ撮影をお願いします)

医療と法律相談

13時～16時 無料

●最近胸のレントゲン写真やCT写真などを撮影された方は、病院からフィルムを借りだして当日ご持参ください(その場合の撮影は不要ですので相談からきてください)

●「健康管理手帳」が交付されており、じん肺管理区分決定、労災認定等を受けている方は、関係資料をもってきてください。専門の医師、弁護士が相談に応じます。

●遺族の方も相談できます。亡くなった方のレントゲン写真などをご持参下さい。

- 午前9時半から11時半 レントゲン撮影
- 午後1時から4時 医療と法律相談

阪南市サラダホール

阪南市役所横、南海尾崎駅徒歩4分(地図裏面)

- 石綿工場で働いたことがある人
- 家族が石綿工場で働いていた人
- 石綿工場の近くに住んでいた人
- 最近息苦しくなることがある人

遠慮なく相談に来てください

◆連絡先 (予約不要ですが、できるだけ事前にお電話ください)

泉南地域の石綿被害と市民の会 電話 072-483-4981 Fax 072-484-0641

大阪じん肺アスベスト弁護団 担当 弁護士 谷 真介 北大阪総合法律事務所 06-6365-1132

再び、国の責任を明確にする判決

泉南アスベスト国家賠償訴訟2陣訴訟 3月28日

報道でもご存じのとおり、今年3月28日、泉南地域の紡織工場で就労していた労働者らが国の規制の不備を理由に国に損害賠償を求めた裁判の第2陣訴訟（被害者33名）で、大阪地裁において、国の責任を認める判決が出されました。

先に裁判を行っていた1陣訴訟（被害者26名、周辺住民や労働者の家族も原告になっています）では、2010年5月に大阪地裁で、日本で初めてアスベスト被害に対する国の責任を認める判決が出されました。その後、不当にも国が控訴し、大阪高裁で予想もしない不当な逆転敗訴判決が出されましたが、これについては原告側全員が最高裁に上告して闘っています。今回3月に出された第2陣訴訟大阪地裁判決は、「経済発展を理由に労働者（国民）の健康をないがしろにすることは決して許されない」として、

先ほどの1陣の高裁不当判決を乗り越えて国の責任を認めた点でも、また2度に渡り国の責任を認めた点でも、その意味はとても重いものがあります。原告団、弁護士は、この2陣地裁勝訴判決を契機にして、国に解決を迫っています。

私たちは、これらに引き続いて、被害者がいる限り追加で提訴を行い、泉南地域の多数の原告団で国に解決を迫りたいと考えています。原告になってもよい、なりたいたいと考えている方がいましたら、是非一度、市民の会か弁護士にご連絡下さい。一緒にがんばりましょう。

アスベスト被害の救済手続きなど

- ・健康管理手帳（石綿）の取得 年に2回、無料で健康診断を受けることができます
- ・じん肺管理区分申請 労災申請の前提となります（石綿肺の場合）。またじん肺健康管理手帳の取得の前提にもなります。
- ・労災申請 労働者に関し療養補償（無料での治療）や休業補償を受けることができます
- ・アスベスト救済法申請 労災で時効（死亡後5年）にかかったものについて遺族が支給を受けることができ、また近隣住民・一人親方等の労働者以外の方について療養補償や弔慰金支給が受けられます。
- ・企業に対する補償請求 加害企業に対して、裁判や交渉で補償を求めています。当弁護士でもすでに20件近くについて、企業から補償を得て解決しています。
- ・国に対する補償請求 国に対する集団訴訟を行っているものとして、泉南地域

の紡織労働者の訴訟（大阪・泉南アスベスト国賠訴訟）、全国の建設労働者の訴訟（建設アスベスト訴訟）があります。

阪南市立文化センター

サラダホール 阪南市尾崎町35-3
阪南市役所となり、南海本線尾崎駅徒歩4分



4/29 医療と法律相談会

参加の皆さまへ

※レントゲン写真およびCT写真を持参された方は、午後、直接医療相談と法律相談を受けることができます。

※レントゲン写真およびCT写真をお持ちでなくとも、午前中にレントゲン車で撮影して午後にご相談できます。

※レントゲン写真およびCT写真は、相談前に、病院あるいは保健所などから貸し出しを受けて下さい。通院をする方は病院から、健康リスク調査を受けた方は住所地の保健所（岸和田保健所、泉佐野保健所など）から貸し出し可能です。貸し出しまで1週間程度かかることもありますのでお急ぎ下さい。

○岸和田保健所 〒596-0076 岸和田市野田町3131 電話072-422-5681

○泉佐野保健所 〒598-0001 泉佐野市上瓦屋5831 電話072-462-7701

《医療と法律相談会》

会場 阪南市サラダホール 2階会議室
内容 医療相談（専門の医師による問診・医学的助言）
法律相談（専門の弁護士による労災申請、各種手帳申請手続きから法律手続きについての説明）

予約：『市民の会』に電話

072-4831-4981または
大阪じん肺アスベスト弁護士団（担当谷真介弁護士）06-6365-1132にご連絡下さい。

※予約なしでも相談は可能ですが、申し込み状況により待っていたり場合があります。

アスベスト健康被害

こちらでも常時相談を受け付けています

相談ホットライン
06-6365-10801
平日午前10時
～午後5時
相談無料

大阪じん肺アスベスト弁護士団は、労災申請、じん肺管理区分申請、アスベスト救済法申請、企業や国に対する補償請求、アスベスト健康管理手帳の取得申請などの活動をしています。

